

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令の制定
に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和5年12月20日
厚生労働省

今般制定された、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令（令和5年政令第366号）は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の施行期日を定めるものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）
（適用除外）

第三条 （略）

2 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 法律の施行期日について定める政令

二～六 （略）

3 （略）

担当：厚生労働省 老健局認知症施策・地域介護推進課